# 令和6年度 事業計画

# みーる平針(就労継続支援B型事業)

## 1 運営方針

利用者が自立した日常生活や社会生活を営む事ができるよう、日々の活動を通じて支援 します。利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、権利擁護の取り組み及び感染症や 自然災害への対策を継続し、さらなる支援力の向上を図ります。活動においては、令和5年 から主力となった解体作業の提供力強化を図り、併せて営業活動も継続することで、より良い 就労機会の提供ができるようにします。

## 2 事業の内容

#### (1) 作業活動の提供

解体作業	電気メーター等の解体、分別	亚式炉类	
ガス器具作業	部品の組み付け、検品	受託作業	
飲料販売	自動販売機での飲料販売、在庫管理、補充	自主作業	
ゴミ袋セット販売	各種ゴミ袋をパッケージした粗品作り		

- (2) 就労に必要な知識及び能力向上のために必要な支援
- (3) その他生活支援や食事の提供、レクリエーション等の実施

## 3 重点目標

## (1) 作業活動と収益の確保

活動の柱として解体作業を中心に据え、都度作業の手順などを見直して生産量を上げ、 工賃支払額の向上を目指します。また、新たな作業に関する情報にもアンテナを張り、営業 活動や「ウェルジョブなごや」など協力機関との情報共有を通して、より収益性の高い作業 を確保できるようにします。

#### (2) 作業能力及び就労意識の向上

個々の適性やニーズに合わせた作業を提供することで利用者の持つ力を引き出し、さらには作業に向き合う体力や集中力、就労への目的意識、継続的就労に必要な力の向上を図ります。

### (3) 生活に関する支援

基本的生活習慣の確立や日常生活における身辺処理能力の維持・向上に加え、社会生活を 送るうえで必要なマナーや、適切なコミュニケーションをとるための支援を行います。

#### (4) 災害·感染症対策

BCP (業務継続計画)の改善・共有や研修・訓練を実施し、有事における対策の強化を図ることにより、安定したサービスの提供を目指します。

## (5) 虐待防止対策

より良い支援とは何かを念頭に置き「しない・させない・見逃さない」の三原則に基づき、権利擁護の視点に立った支援の継続的な検討・改善を進め、利用者の安心安全を確保します。

### 4 事業所運営

(1) 利用者数 定員 20 名、現員 22 名 (令和 6 年 3 月 1 日現在)

## (2) 職員体制

( )内は非常勤で別掲

管理者	サービス	目標工賃	職業指導員	生活支援員	事務員	計
<b>※</b> 1	管理責任者	達成指導員	概未担等貝	生伯又饭貝	<b>※</b> 2	日日
(1)	1	1	1 (3)	1	(1)	4 (5)

※1 はあと平針の管理者と兼務 ※2 本部の事務員と兼務

## (3) 日課

9:00	9:05~12:00	12:00~13:00	13:00~15:30	15:30~16:00	16:00
朝礼	作業※	昼休憩	作業※	片付け、清掃	終礼

※作業中は6班に分かれ、各班10分ずつ休憩します

## (4) 年間計画

月	行事	防災計画	会議等
4	花見	消防用設備機器点検	
5		避難訓練(火災)	感染対策会議①
6	小グループ体験活動		虐待防止及び身体拘束等
0			適正化委員会
7	小グループ体験活動	消防用設備 自主点検	
8		建物自主点検	ケース検討会議
9		避難訓練(地震)	個別面談
9		防災対策会議	
10		消防用設備 総合点検	ハラスメント防止委員会
11	日帰りバス旅行	避難訓練(火災)	感染対策会議②
12	仕事納め昼食会		
1	初詣	消防用設備 自主点検	
2		避難訓練(地震)	ケース検討会議
			個別面談
3		防災対策会議	個別面談

- ・毎月1回、利用者の体重測定を実施します。
- ・職員の資質向上を目的に、オンライン研修を含めた外部研修に参加します。加えて、 感染症対策や虐待防止などに関する内部研修も実施します。

## (5) 広報活動・地域との連携

- ア 法人ホームページ、事業所紹介のパンフレット・X (旧ツイッター)及び屋外掲示板を 通じて、地域社会に広く当事業所の理念と活動内容を伝えていきます。
- イ 事業所の活動紹介として、季刊誌の発行(年4回)を行います。
- ウ 天白区自立支援連絡協議会への参加を通じて福祉関連団体等との交流を行います。